

正倉院文書の休暇願にみる実務官人の言語生活

——待遇改善要求草稿と請暇解——

桑原 祐子

正倉院文書に残る「待遇改善要求草稿」に、休暇に関する要望がある。「毎月、一度にまとめて五日間の休暇をもらいたい」という要望である。この要望は、その後叶えられて、「例・法例」という規定のなかに生かされた。そのことを「請暇解（休暇願）」の分析・検討から明らかにした。また、この規定を最大限に生かすために、写経生等は請暇解に、様々な表現の工夫を凝らしていたことを検討した。さらに、工夫の甲斐あって、一回に一〇日間の休暇を獲得した安宿廣成の請暇解や解文に焦点を当て、どのように文書の定型を外しながら、表現の工夫をしていたのかということも分析した。

正倉院文書は、いつ・誰が・誰に対して・どのような場で・どのような目的で・何を・どのように書き記したかが明確な一次資料である。これらの文書を作成した実務官人の言語生活の実態を記述することは、八世紀の日常普段の日本語を解明することに資することになるのである。

はじめに

正倉院文書は、正倉院「正倉」に伝来した奈良時代最大の第一次資料群である。奈良時代の写経所が残した書類（文書・帳簿）をその中心とする。一万余千点に及ぶといわれる膨大な古文書で、古代研究に不可欠の学術資料である。

漢字漢文に習熟していた人々が様々な意図を持って完成させた『古事記』『日本書紀』『続日本紀』、和語で詠まれた歌を書き記した『万葉集』などとは言語の位相を異にする。正倉院文書は、八世紀の実務官人たちが役所で仕事を遂行するために書き記した書類群なのである。文書の正文・案文や帳簿はもちろんのこと、習書や落書き、書き間違いやその訂正、表現に逡巡した痕跡を彷彿とさせる草稿にいたるまで、多彩な資料が残されている。

この中に、写経所での写経生等の勤務の実態を示す資料がある。天平十一年（七三九）頃に写経生らによって書かれたと考えられる待遇改善要求の草稿と、二四五通に及ぶ休暇願と欠勤届の資料群である。本稿では、待遇改善要求の一項目である休暇に関する要望が叶えられたのかどうかということを、休暇願を分析することで明らかにし、加えて、休暇の許可を取りつけるために、どのような表現上の

工夫をしたのかということを明らかにしたい。

一、待遇改善要求の草稿

まず、待遇改善要求の草稿を示す。

【資料1】「写経司解案」続々修四六ノ八四 二四ノ二六〜二七七⁽⁴⁾
訂正や習書等が加えられているが、本文の訂正は残して、習書を除外した釈文を示すと次のようになる。但し訂正線については、訂正前のままとする。

〈釈文〉

十切経写^レ司解 申司内穩便事

一 召経師且停事

兎紙四千張 見経師廿人 廿五箇日单功五百

応写紙四千張人別^写八枚

右、紙少人多。計必断手。請且留停、其

間設紙、来八月中旬、擬惣招集^更

一 欲換淨衣事

右、淨衣、去年二月給付、或壞或垢。雖洗尚

臭、請除被及帳以外悉皆改換。

一 経師假休事

請 請休假五日 箇 休息

右、経師等情願。毎月十度退以五冊為休

実為无愜者。



図1 「写経司解案」続々修46ノ8□、マイクロフィルムの紙焼きから転載

- 一 装潢并校生食麩悪事
 - 一 右、比者以黒米給。請改給中品精米。
 - 一 請經師等藥分酒事
 - 一 右、案机常座久坐、胸痛脚痺。請以三箇日一度給酒者。
 - 一 糴師等毎日麦給事
 - 一 右、承前毎日給麦、就中断之。請依前毎日給之。
- 以前、六條事、隨經師等情願、顯注如前。請謹処分、以解。
- 〔訓読〕訂正後の内容を訓読する。
- 写経司解し、申す。司内穩便の事
- 一 經師を召すこと且く停むる事
 - 一 遣る紙四千張、見けんに經師廿人 廿五箇日の単功五百
 - 一 写す応き紙四千張 人別ひとごとに八枚写す
 - 一 右、紙少なく人多し。計ふるに必ず手を断たむ。請ふらくは、且くは留停し、其の間に紙を設け、来る八月中旬に擬して更に召し加えむことを。
 - 一 淨衣を換へむことを欲する事
 - 一 右、淨衣、去ぬる年の二月に給付さるに、或は壞れ或は垢つく。洗ふと雖も尚臭し。請ふらくは、被及

び帳を除く以外は悉く皆改め換へむことを。

一 経師の休暇の事

右、経師等情願す。請ふらくは、毎月休暇五日を。

実に愜こころきこと无なき為な者せ。

一 装潢並びに校生の食糞じふ惠ゑの事

右、比者ひつら黒飯を以て給ふ。請ふらくは、改めて中品の精食を給はむことを。

一 葉分の酒を請ふ事

右、案机に常に居りて、胸痛み脚痺れる。三箇日を以て一度酒を給はらむことを請ふ者。

一 毎日麦給ふ事

右、承前毎日麦給ふに、就中之を断つ。請ふらくは、前に依りて毎日之を給はむことを。

以前、六條の事、経師等の情願に随ひて、頭らかに注すと前の如し。謹みて処分を請ふ。以て解す。

右の待遇改善要求の解文は、表現の訂正や削除、項目の順序の入れ替えなどが、生々しく残されている草稿である。この草稿が、浄書され上位機関（天平十一年頃の写経所は皇后宮職の所管であったので、皇后宮職であろう）に届けられたかどうかは分からない。しかし幸いなことに、この後宝龜七年（七七六）頃までの約四十年間の写経生らの勤

務の実態を示す資料が残っている。特に、休暇請求の解文「請暇解」と欠勤届の解文「不参解」は、合わせて二四五通残存している。また彼らの仕事量の自己申告書である「手実」も神護景雲四年（七七〇）から宝龜七年にかけては、非常によく残っている。これらの資料を付き合わせて分析し、第三項「経師の休暇の事」の要求「毎月五日の休暇」が認められたかどうかを確かめることとする。第三項の休暇に関する要望部分は、何度かの訂正が加えられている。そこで、訂正の状況から、休暇に関する写経生等の本音を探ってみたい。訂正の中身を整理すると次のようになる。「毎月一度退きて五日を以て休まむが為に」とまず書き、「五日」を「五箇日」、「休」を「休息」とし、「以」を削除し、「毎月一度退きて五箇日の休息」という段階があったと推定される。ここから「毎月」は残して、「一度退五箇日休息」を削除して「請休暇五日」と訂正。次に「請」を削除して、「毎月」の前に書き直している。「假」を削除して右横に再度「假」を追加しているが、これは単純な字形の誤りの訂正であろう。最終案は、「請毎月休暇五日」である。

以上の訂正の状況から、「毎月、一度にまとめて五日間の休暇をもらいたい」というのが、写経生等の本音であったことがわかる。しかし、要望書の最終案では「一度にま

とめて」という条件を削って「毎月五日間の休暇」を要望したのである。あまり細かな条件を記載して却下されることを懸念したのか、写経所は宿泊勤務形態だから、「五日働いて一日休暇」という六假のパターン⁵は運用できないから、「まとめて五日間の休暇」となるのは当然のことと考えて「一度にまとめて」という条件を削ったのか、即断はできないが、いずれにしても六條の要望の中で最も訂正が多く、表現に苦心した逡巡の跡が見て取れよう。

「実為无愜者（実に心よきことはないのだ）」も最初は、休暇の項目に入れていたが、訂正段階で薬分の酒を要求する項目に移動している。ここにも彼らの逡巡の跡が見られる。写し間違えないように緊張を強いられ、一カ月間休みなく写経に従事する生活は「実に心よきことはないのだ」、せめて、毎月一回五日間の休みをもらって自宅に帰りたい。終日座って緊張の中で写経をし、胸も痛くなり脚も痺れる。それを癒やすための薬分としての酒を、せめて三日に一度は支給してほしい、「実に心よきことはないのだ」から。どちらの項目に入れるにしても、月に一度の休暇や薬分の酒の支給は彼らの切望であったのだろう。「情願」という言葉がそのことをよく示している。

では、「毎月、一度にまとめて五日間の休暇を取得する権利」を得ることができたのか。請暇解を分析検討してみ

る。

二、請暇解の検討

請暇解には、請求する日数・休暇の理由などを記述するのが原則である。請暇解と認定できるものは、請暇解・不参加二四五通のうち二〇三通、休暇理由が明記されているのは一七五通である。休暇には、突発的な理由による休暇と規定による休暇とがある。突発的な理由とは、本人の病気・家族の病気や死亡・盗品の探索などである。これ以外にも、法事や私祭祀、奉計帳や奉田租などの理由も見える。規定による休暇とは、仕事の切れ目で取得できる休暇である。次にその根拠を示す。

【資料2】「天平宝字四年一〇月二四日廣田連清足請暇解」続々修二ノ六裏⁷、一四ノ四四七〜四四八、57^上。

廣田連清足謹解 申請二暇日一事

右、從今月廿三日夕、足痠、不_レ便_二歩行_一。望_レ請_二十箇日暇_一療治_上。仍具_二事狀_一、謹解。

天平宝字四年十月廿四日

「^(集上)經師廣田清足軼了、今月十五日依_レ例休。去_二二十九日_一可_レ到過_レ限不_レ到。今申_二送病狀_一。」

廿四日史生下道福麻呂

造東大寺司主典安都宿祢參行幸所¹

〔異筆之〕
「以十一月十九日參」

右の請暇解は、一〇月二三日から足が腫れて歩けないので一〇日間の休暇をもらって治療したい、という内容である。注目すべきは、受取側の写経所がこの請暇解を受け取った時に追記した（異筆¹）の内容である。その内容は、「経師の廣田清足は一帙写し終わり、今月一五日に例によって休暇を取っていた。一九日には出仕すべきなのに、期限を過ぎても出仕していなかったが、今（二四日）になつて病状を申し送つてきた」と、一〇月一五日に一帙を写し終わり「例」によって休暇を取得してから、二四日の休暇願を出すに至つた経緯を説明したものである。ここに、帙了（一帙写し終わること）で休暇を取得することは「例規定」であることが示されている。つまり、一帙写し終えたという仕事の切れ目に、休暇を取得することは「例」によって保証されていたということである。

ところで、一帙写すのにどの程度の日数を要するのだろうか。一帙は経卷一〇卷分である。経卷一卷は約二〇張。経師が一日に写す張数は約七張であるから、一帙写すのに約三〇日つまり、一月要するということである。つまり、一帙写し終える毎に休暇を取得できるという「例」は、毎月一回まとめて休暇が取得できるという規定なのである。そして、このことは、経師に周知されていたことが【資料

3】によって明らかである。

【資料3】「宝龜三年三月二五日古兄人請暇解」続修二〇〇 六ノ二九〇、

602上

古兄人謹 申請假日事

合三箇日

右、依²法例、請³假日如⁴件、仍録⁵状、謹解。

宝龜三年三月廿五日

古兄人の休暇請求の理由は「法例」である。「法例」は前の「例」と同じで、帙了の仕事の切れ目で請求する休暇ということである。帙了を理由とした請暇解の大半は、「依²帙畢、請³暇如⁴件」と書いている。古兄人は、三月一八日の帙了の手実（一九ノ二七六）提出によって、帙了であることは確認できるのであるが、願文の書写（一九ノ五六七）を行っていたためすぐには休暇請求をせず、二五日に一八日の帙了分の休暇請求をした。そこで、「依²帙了」とせず「法例」と表現したのである。帙了による休暇は「法例・例」によって保証されていることを、当然のことながら経師等はよく承知していたのである。

この帙了による休暇日数の実態がわかれば、「毎月一度まとめて五日の休暇を取得する権利」を得ることができたのかということが明らかにできるのである。帙了（畢）を理由に休暇請求をした請暇解は、五三通である。この五三

通の請求日数は次の通りである。

五日の請求……一六例 三日の請求……一五例

四日の請求……一一例 二日の請求……七例

一〇日・七日の請求……各一例

記載無し……一例 不明……一例

帙了による平均的な請求日数は三日〜五日と考えてよい。

さらに、許可する写経所側の休暇日数に関する書き入れや

訂正追記が、許容される休暇日数の決め手にもなる。

【資料4】「宝亀二年四月六日足奈公万呂請暇解」続々修三九ノ二裏⁹⁹

一七ノ五七四、⁵⁷上

足奈公万呂謹解 申請^二暇日^一事

合^五柒箇日

右、依^二帙畢^一、暇請。謹以申。

四月六日

〔^{異筆}法師奉栄〕

足奈公万呂の帙畢（了）による休暇請求日数は最初は七箇日であったが、五箇日に訂正されている。この訂正は、誰によってなされたものであろうか。

請暇解の日数の訂正には三つのパターンがある。一度書いた数字の上から「重書」をする訂正（図2）、「擦消」による訂正（図3）、数字の右横に書く訂正である（図4）。「重書」と「擦消」の場合は最初の数字は失われるが、右



図2 続修20¹⁵「三」に「二」を重書。「集成」五の解説による。⁽¹⁰⁾



図3 続修20⁸「參」は「肆」を擦消書直。「集成」五の解説による。

横に訂正をした場合、どちらの数字も生きている。【資料4】の場合、「柒箇日」は足奈公万呂本人が希望する日数である。「五」は許可された日数である。休暇として機能した数字は「五」であるが、許可する写経所側は「柒」を完全に抹消せずに記録として残したのであろう。つまり「重書」「擦消」は提出前の本人の訂正で、右横訂正は許可する写経所が、提出後に請求日数を減じるために行った訂正⁹⁹である。

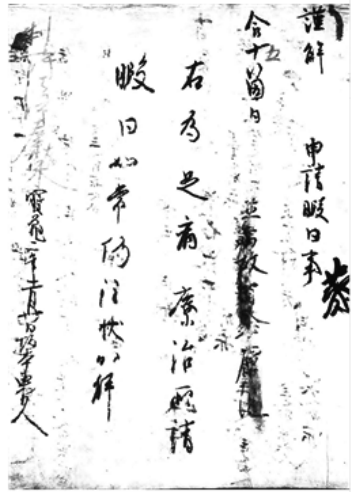


図4 続々修39ノ2裏10、「五」と「判許法師奉榮」は朱書。「五」は奉榮の筆による訂正。【資料7】参照。

足奈公万呂が帙畢で七箇日の休暇を請求したのに対して、許可されたのは五箇日であった。この事例から、帙畢（了）による休暇日数は五箇日までが許容の範囲であった可能性が高いことがわかる。

【資料5】「神護景雲四年八月四日丸部豊成請暇解」続々修三九ノ一裏10 一七ノ五六五、562下

丸部豊成解 申請暇日事 「合五箇日」^{〔朱書〕}
右、帙了、請暇如件。以解。

景雲四年七月四日^{〔朱書〕}

「判許別當法師奉榮」

丸部豊成は、帙了を理由に休暇を請求したのであるが、請求日数を書いていなかったため、許可する立場の奉榮が

追記して「合五箇日」と書いている。この事例からも、「法例・例」であった帙了の休暇の許容範囲は五箇日であったことが推測されよう。

以上の検討によって、「毎月、一度にまとめて五日間の休暇をもらいたい」という要望は、叶えられていたことを確かめることができた。

前に、帙了を理由とした請暇解五三通のうち、二通については五箇日以上七箇日と一〇箇日の請求をしていることを示した。七箇日を請求した足奈公万呂については、【資料4】で検討し、五箇日に減ぜられたことを明らかにした。では、一〇箇日の請求をした請暇解は、どう処理されたのであろうか。

三、規定の日数を超える請求をする時の工夫

一〇箇日の請求も五箇日に減じられたのであろうか。

【資料6】「宝龜二年二月一四日安宿廣成請暇解」続々修三九ノ二裏9 一七ノ六〇二、590上

安宿廣成解 申請「帙了暇」事

合十箇日

右、為「私齋食」、請「暇日」如「件」。以申。

宝龜二年二月十四日

右の安宿廣成の休暇の理由は二つである。事書に示され

た「帙了暇」と本文に示された「為私齋食」である。事書に理由を書くのは珍しい。請暇解・不参解二四五通のうち【資料6】を含めて、わずか四例である。本請暇解以外の三例は、「申依_レ病不_二参向_一事」「申請_二依_レ病不_二参向_一状事」「申請依_レ病暇事」とあり、事書で示した理由（病）が本文で詳しく説明されており、事書と本文の内容は連続している。したがって休暇の理由は一つである。ところが、【資料6】の安宿廣成は、事書と本文を切り離して、それぞれに別の理由を明記しているのである。決して定型の書き方とはいえないが、事書に休暇理由を書く人がいないわけでもない。定型から微妙な外し方をしたが、結果として一〇箇日の休暇が認められたのである。

おそらく安宿廣成は「帙了による休暇で五箇日、私齋食で五箇日、合わせて一〇箇日は可能」と認識していたのであろう。私的な齋食を理由にして休暇を請求する請暇解は一〇通あるが、その内訳は三箇日が五例、五箇日が二例、四箇日・七箇日・十四箇日が各々一例である。平均すれば五箇日であるから、私齋食で五箇日の休暇を請求することは、必ずしも多い日数とは言えず、妥当な日数である。

注目すべき点は、定型を外した書き方をしたという点と規定による帙了暇の五日間の休暇が保証されているということとをうまく利用した点である。事書と本文に分けて別の

休暇理由を書くという工夫をして、一〇日間の休暇獲得に成功したのである。理由を明記している請暇解一七五通のうち、この書き方をしているのは安宿廣成だけである。

安宿廣成と同じように、規定による帙了暇の五日間の休暇が保証されているということを利用して、一〇日間の休暇を獲得しようとした人物がもう一人いる。安宿廣成が一〇日の休暇の獲得に成功した六日後に請暇解を提出した坂本東人である。

【資料7】「宝亀二年二月二〇日坂本東人請暇解」続々修三九ノ二裏_{四〇}
一七ノ六〇二、590下、
(四4参照)

謹解 申請_二暇日_一事

合十箇日

一並病故随給療治_一

右、為_二足病療治_一、所_レ請_二暇日_一如_レ常。仍注_レ状、以解。

宝亀二年二月廿日坂本東人

「判許法師奉榮」

【資料7】の坂本東人の休暇請求の理由は足病の治療であって、帙了のことは明記していない。ところが、文末に「如常（いつも通りです）」という文脈に合わない表現がある。何がいつも通りなのか。足病を治療することは「如常」のことではない。彼等の休暇に関して「如常」は、帙了による休暇であろう。実際に、請暇解を提出した時点の仕事の状況を調べてみると、宝亀二年二月十八日に帙了の

手実を提出している（一八ノ五七）。坂本東人は、十八日が帙了だったので、これによる当然の権利として五箇日の休暇を想定し、これに足病治療の為の五箇日を加えて、合計一〇箇日の休暇を請求したと推測される。帙了の休暇は、毎月保証された休暇であるから、これを常のこととして、「如常」と表現を工夫してみたのだが、これは功を奏すことはなかったのである。文書の文面に「帙了暇」であることが明記されなかったためか、五日に減じられた。

「如常」という結び方は、請暇解・不参解では坂本東人の請暇解だけに見える表現である。請暇解・不参解以外の文書においてもほとんど見られない。多くの解文等の結びは、「如件」「如前」などである。個人と個人との間でやりとりされる「啓」等には「蒙恩光送日如常（恩光を蒙ふりて日を送ること常の如し）」（「僧正美状」五ノ三二八）のように表現されるが、解文などの文書では常套表現ではない。そういう表現を用いたところは、文書の定型を外した表現上の工夫といえるが、成功例ではなかった。

「合十箇日」の下部の擦消「並病故随給療治」は、いつ擦り消されたのか決め手はないが、坂本東人が書いて、本人が擦り消したものと考えたい。この内容は「（一〇箇日）すべて、病なので頂いただけ治療に費やします」ということであろう。一〇日請求したその休暇の使い道を書いたも

の、この内容であれば足病の治療の為に一〇箇日の休暇を請求したことになり、「如常（帙了の休暇）」の内容が生きてこない。そこで、いったん書いてはみたが、思い直して擦り消した。一〇日の休暇を得るために、あれこれと苦心した跡であろう。

安宿廣成の一〇箇日の休暇獲得を、坂本東人は知っていたのか、知らなかったのか、それを確認することはできないが、想像をたくましくすれば、写経所で寝食をともにしているのだから、書き方次第で「帙了で五箇日、その他の理由で五箇日、合わせて一〇箇日までの休暇は可能」という共通認識は持っていたのではないだろうか。

四、安宿廣成のその後の請暇解

さて、事書と本文に分けて二つの休暇理由を書く工夫をして、二月一四日に一〇日間の休暇獲得に成功した安宿廣成のその後の請暇解の表現を見てみよう。二ヶ月後の四月一五日に氏神の祭祀のために三日間の休暇を申請した。次に示す通りである。

【資料8】「宝亀二年四月二十五日安宿廣成請暇解」続修二〇四、六ノ一七、59上

安宿廣成解 申請暇事

合三箇日

右、為「私神祭祀」、請「暇如」件。以申。

宝亀二年四月十五日

三日間の休暇を終え、一九日には出仕しなければならぬ。ところが、二五日に至って、休暇中の一七日から病に臥せていて回復しないことを理由に五日の休暇を請求したのである。

【資料9】「宝亀二年四月二五日安宿廣成請暇解」続々修三九ノ三裏¹³、

一八ノ四六七、未取

安宿廣成謹解 申請「暇事

合五箇日

右、自「今月十七日」臥「病」、至「于今日」未「療」。仍請

暇以申如「件」。

宝亀二年四月廿五日

【異筆】「更許法師奉榮」

休暇中に問題が生じて、出仕できなくなつた場合、提出すべき解文は「不參解」であり、提出すべき日は休暇の期日である（ここでは一九日）。ところが、事書を「請暇事」とし、二五日から新たに五日間の休暇を獲得したのである。許可を示す追記の「更判許」の「更」からも一五日から連続して休暇を取つたことが確認できる。結局、安宿廣成は、四月一五日から四月末まで写経の仕事はしなかつたのである。では、五月一日から写経の仕事に復帰したのであるう

か。

五月の安宿廣成の手実が見当たらない。「手実帳」の欠損の可能性もない。五月は欠勤していた可能性が高い。実は、五月の欠勤を示す本人の解文が残っているのである。

【資料10】「経師安宿廣成進物解」続々修四〇ノ三裏¹⁴、一八ノ五四八

安宿廣成謹解 申進「上装束（束）」事

合貳種 綿被一領
布帳一領

右、依「廣成正身為」赤痢病、不「得」參向、仍注「状」、謹以解。

宝亀二年五月廿八日

赤痢のために写経所に参向できないので装束（支給された浄衣の一部）を進上する解であるが、長期欠勤だったので、浄衣の返上が求められて返上したという状況なのである。五月の手実がないこと、【資料10】の浄衣返上の解文から、長期欠勤であったことは明らかである。結局、【資料8】の四月一五日の氏神の祭祀のための休暇から五月末頃まで、写経所には出仕してなかつたのである。

【資料9】と【資料10】の事書の表現にも、安宿廣成の個性が見える。「不參事」と書くべき時に、「請暇事」と書いて、あたかも新たな請暇解のように見せている。浄衣を返上するのに「進上」と表現し、「浄衣」とせずに「装束」と表現するなど、事書だけでは、長期欠勤で浄衣の返上を

求められていることが判断できないような書きっぷりなのである。

【資料6・8・9・10】を通して、安宿廣成は、事書に工夫を凝らす人物であったということが明らかになった。事書は、本文の内容を要約して、読み手に最初に内容を認知させる重要な部分である。読み手の印象に残り、文書の主旨を示す重要な部分に表現の工夫を凝らしていたのである。効果的な工夫であったといえよう。

安宿廣成は、河内国安宿郡の人で、天平神護元年（七六五）式部省位子无位、百濟飛鳥戸伎弥廣成とも表記され、このとき三三歳である（一七ノ五）。前の請暇解等を書いたのは、三九歳の時である。

まとめ

写経所で写経に従事していた写経生等は、文字を書くことを仕事とする実務官人か、もしくは、それに準ずる人たちである。彼らが表現に工夫を凝らし苦心しながら、どのようにして自分たちの要望をかなえていくのか、という言語生活の実態の一端を明らかにすることができた。このことは、実務官人たちが実務の現場でやりとりしていた日常普段の日本語の世界を解明することにつながると考える。

上代の代表的な言語資料である『古事記』『日本書紀』

『続日本紀』等の編纂物には、それぞれの編纂意図に即した、洗練された表現がある。上代の和語を知るための『万葉集』には華麗に装飾された技巧的で多彩な表現がある。これらの言語資料とは位相を異にする日常普段の日本語の世界が、正倉院文書の表現から明らかになってくる。

いつ・誰が・誰に対して・どのような場で・どのような目的で・何を・どのように書き記したかということが明確であるのが、正倉院文書の特色であり魅力である。訂正の痕跡も生々しく残っている生資料だから、表現の向こう側にいる人間の姿も浮かび上がってくる。これらの特色を最大限に生かして、一人一人の実務官人たちに焦点を当て彼らの言語生活を具体的に記述することで、上代における日常普段の日本語の世界の一端が明らかになるのである。

注

(1) 奈良時代の写経所の変遷は、栄原永遠男氏によって簡潔にまとめられている。「写経所の歴史は大きく三つの段階に分かれる。第一段階は藤原光明子家の家政機関の一部であった時期、第二段階は、「皇后宮職」の下部組織であった時期、第三段階が、「造東大寺司」とその前身組織の下部機関であった時期である。」（『正倉院文書入門』角川文芸出版、二〇一一年）八一―八二頁。さらに詳しく細かな変遷については、栄原永遠男氏「初期写経所に関する二三の問題」（『奈良時代の写経と内裏』所収、塙書房、二〇〇〇年、初出一九八

四年)を参照されたい。これらの写経所の資料は、神亀四年(七二七)～宝亀七年(七七六)にわたって正倉院文書として残存している。

(2) 写経所では、写経の作業に携わる者、事務に携わる者、雑用に携わる者などが働いていた。その中で、写経を実際に行うのが、「経師」「校生」「裝潢」等である。まず「裝潢」が、バラバラの紙を継ぎ、打ち、界線を引き、仮軸をつけ、写経できる状態に加工する。次に「経師」が経文を写す。それを「校生」が校正(二校まで行う)し、再び「裝潢」が受け取って表紙・軸をつけて経巻に仕立てる。最後に「題師(経師のうち能筆の者)」が外題を書き込んで完成する。以上の写経の作業を実際に行う者を「写経生」と総称する。

(3) 待遇改善要求の草稿は、正倉院文書の中でも夙に有名で、様々なところで取り上げられている。新村拓氏「古代医療の社会史」(『日本医療社会史の研究』所収、法政大学出版局、一九八五年、一六六～一七〇頁)。丸山裕美子氏「天平宝字二年の詔と酒と「葉」」(『日本古代の医療制度』所収、名著刊行会、一九九八年、初出一九八四年、一三五頁)。同「正倉院文書の世界―よみがえる天平の時代―」(中央公論新社、二〇一〇年、二二八～二二九頁)。栄原永遠男氏「正倉院文書の世界」(『古代日本 文字のある風景―金印から正倉院文書まで―』所収、国立歴史民俗博物館編、二〇〇二年、一七五頁)。仁藤敦史「正倉院文書の世界」(『古代東アジアと文字文化』国立歴史民俗博物館・小倉慈司氏編、同成社、二〇一六年、一四八～一四九頁)。

(4) 資料名は、『大日本古文书(編年)』の名称に従い、「」を付す。続々修四六ノ八¹¹は、続々修六帙第八卷の第一一紙

であることを示す。二四ノ一六ノ一七は、『大日本古文书(編年)』第二四卷の一六ノ一七頁であることを示す。請暇解の名称は、「年月日+氏名+請暇解」とする。

(5) 假寧令には「凡在京諸司、毎六日、並給「休假日」とあり、これを六假という。六日毎に一日の休假日ということ、月に五日の休假日があるということである。假寧令は、さらに続けて「中務・宮内・供奉諸司及五衛府、別給「假五日」とあり、中務・宮内・供奉諸司及五衛府のような繁忙な部署では、まとめて五日の休假日を規定している。これら假寧令の規定に照らし合わせてみても、毎月五日間の休假日をまとめて要望することは、妥当な要求であるといえよう。

(6) 経師は、誤字・脱字・脱行をした場合、自分で気づいて訂正すれば問題はないのだが、校正時に校生に見つけられると罰金が科され、出来高払いの布施(報酬)から差し引かれた(「写経布施校生勘出装演物法例」三ノ四八七～四八九)。経師の一日の平均的な布施は、銭なら三五文(一枚五文×七枚)である。これに対して、誤字・脱字・脱行の罰金は、脱行で二〇文、脱字五字で五文、誤字二〇字で五文である。厳しい罰金である。このような条件のなかで、経師は緊張を強いられることになる。

(7) 請暇解のうち「寧楽遺文」中巻に収録されているものは、57上のようにその所在を示す。

(8) 写経事業に必要な用度を申請する文書(見積書・請求書の役割を担う)に、写経生等の一日の標準の仕事量が記載されている。例えば、「造東寺司解」(続々修一〇ノ二六⁴)⁹、一三ノ五〇ノ五七)では、

(前略)

経師参拾染人題師壹人装潢参人校生肆人雜使貳人
惣单貳仟柒伯捌拾参人

一千八百八十五人経師人別券七張

七人題師人別題經一百卷

二百七十一人装潢人別造紙五十張

四百卅人校生人別校紙六十張

(二三ノ五五)

(後略)

とあり、経師の一日の写紙数の標準は七張であることがわかる。本稿で取り上げている「待遇改善要求」の草稿では「人別写八枚」で計算している。なお、「造東寺司解」の詳しい解説は、榮原永遠男氏『正倉院文書入門』（前掲注1）の九七～一二九頁を参照されたい。

(9) 許可をする立場の写経所が休暇日数を訂正している請暇解は次の一三例で、すべて日数が減らされている。次に示す通りである。

宝亀二年二月二〇日坂本東人請暇解（一七ノ六〇二）

一〇日↓五日

宝亀二年三月三〇日忍海比乎麻呂請暇解（一七ノ五九三）

四日↓三日

宝亀二年三月三〇日高大麻呂請暇解（一七ノ五九二）

五日↓四日『大日本古文書』は訂正部分未収

宝亀二年閏三月四日足奈公万呂請暇解（一七ノ五九〇）

五日↓四日

宝亀二年閏三月五日中臣丸公成請暇解（一七ノ五八九）

四日↓三日

宝亀二年閏三月六日物部白麻呂請暇解（一七ノ五八九）

五日↓四日

宝亀二年閏三月一三日秦忍立請暇解（一七ノ五八五）

四日↓三日

宝亀二年閏三月一八日高大麻呂請暇解（一七ノ五七九）

一〇日↓七日

宝亀二年閏三月二〇日香山久須麻呂請暇解（一七ノ五七九）

四日↓三日

宝亀二年四月六日足奈公万呂請暇解（一七ノ五七四）

七日↓五日

宝亀二年六月二日丸公成請暇解（一七ノ五八三）

五日↓四日

宝亀三年八月二日敢国足請暇解（二〇ノ五五）

五日↓三日

宝亀三年八月二七日他田建足請暇解（二〇ノ五三）

五日↓三日

(10) 「集成」は、『正倉院古文書影印集成』（八木書店）を示す。

(11) 「合五箇日」の書き入れについて、『大日本古文書（編年）』

は「奉栄筆カ」とする。これに従いたい。

(12) 丸部豊成は、「七月四日」と書いているが、貼り継がれて

いる請暇解の左右の状況から、八月の単純な書き間違いであ

る。

(13) 事書に理由を書いている不参解二通と請暇解一通は以下の

通りである。本文で事書に記した病の内容を詳しく書き記し

ている。

・天平二〇年十一月二〇日久米熊鷹不参解（続々修六ノ一裏

7、一〇ノ四四二）

久米熊鷹謹解 申依病不参向事
右、以三十月廿五日得腹病、須臾間無休息時。仍是

不得_レ参向。今病状録、以謹申。

天平廿年十一月廿日

・宝亀元年一〇月一〇日坂合部濱足不参解(続修二〇12、六一〇八)

坂合部濱足解 申請_三依_レ病不_レ参向_一状事

右、比日之間、冷病強起、身腫疼不_レ便_三立坐_一、辛苦。

依_レ此過_三請暇五箇日_一、不得_レ参向。仍注_三日遲怠状_一、謹以解。

宝亀元年十月十日

・宝亀二年閏三月一三日秦忍立請暇解(続々修三九ノ二裏69、一七ノ五八五)

秦忍立解 申請_三依_レ病暇事

合四箇日

右、為_レ胸病作治、暇請如_レ件。仍具注_レ状、以解。

宝亀二年閏三月十三日

宝亀二年閏三月十三日

(14) 「私齋食」を理由にした請暇解は以下の通りである。

天平宝字四年一〇月二日高橋息嶋請暇解(四ノ四四五)

三日請求

天平宝字四年一二月一三日巨勢村国請暇解(四ノ四五八)

三日請求

天平宝字五年正月一九日韓国毛人請暇解(四ノ四八七)

五日請求

(天平宝字五年) 正月二〇日小治田弟成請暇解(一五ノ九〇)

三日請求

天平宝字五年正月二一日韓国千村請暇解(一五ノ九二)

三日請求

天平宝字五年二月二三日三嶋百兄請暇解(四ノ四九四)

五日請求

神護景雲四年七月一四日長江田越麻呂請暇解(一七ノ五七〇)

三日請求

宝亀二年二月二日音太郎野上請暇解(一七ノ六〇四)

七日請求

宝亀二年二月一〇日丸部大人請暇解(一七ノ六〇三)

一四日請求

宝亀二年三月一〇日土師守山請暇解(一七ノ五九五)

四日請求

(15) 請暇解と不参解を出すタイミングは、次の石川宮衣の請暇解(続々修三九ノ三裏3) [2]、一八ノ四七二)と不参解

(続々修三九ノ三裏10、一八ノ四六八)によってわかる。

・石川宮衣解 申請_三暇日_一事

合五箇日

右、依_レ帙上畢、請_三暇日_一如_レ件。

(宝亀二年) 四月十五日

(異筆) 「法師奉栄」

・石川宮衣謹解 申期日不_レ参向_一事

右、以_レ今月十七日、起_レ腹痛病歩行不得。依_レ此薬服者、

漸愈侍。一二日間息、参向仕奉。仍状具、謹解。

宝亀二年四月廿一日

宝亀二年四月廿一日

宝亀二年四月一五日に帙了で五日の休暇を取って二〇日まで

休暇であったが、一七日に腹の病になったので、一・二日休

養するので欠勤するということを、休暇の期日の二二日に提

出していることがわかる。休暇中に病になり、期日に遅れて

欠勤するときには、このように不参解を出すのである。

(16) 写経所で写経に携わる写経生や案主や雑使には衣服が支給

され、それを浄衣と称した。支給状況は「奉写一切経所浄衣

用帳（神護景雲四年）（六ノ六ノ二〇）等で確認できる。淨衣一具の内容は、袍・袴・汗衫・褌・襖子・襪・湯帳・被・沓・前裳・冠などである。「支給された淨衣の維持管理は基本的に教師本人たちの責任であった」（渡部陽子「正倉院文書にみえる淨衣」『正倉院文書の歴史学・国語学的研究』所収、和泉書院、二〇一六年）と指摘されている。つまり、休暇で自宅に帰る度に淨衣を持ち帰らせ、洗濯をして清潔さを保持させたと推測される。実際に洗濯を理由に休暇を許可している請暇解が一二通ある。

(17) 渡部陽子（注16）前掲論文。

付記

本稿は、二〇一九年度佛敎大学国語国文学会（二〇一九年一月三〇日於佛敎大学）における講演「正倉院文書の休暇にみる実務官人の言語生活」に基づき成稿したものである。なお、本稿は學術振興会科学研究費基盤研究（B）課題番号一九H一二三〇（代表：西一夫）に基づく研究成果の一部である。

本稿の正倉院文書の写真是、『正倉院古文書影印集成』（八木書店）およびマイクロフィルム焼付写真からの転載である（宮内庁正倉院事務所に届出済）。